

新潟県政記念館規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県政記念館規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県政記念館規則（昭和50年新潟県教育委員会規則第4号）
- (2) 新潟県文化財保護条例施行規則（昭和51年新潟県教育委員会規則第8号）
- (3) 新潟県立近代美術館規則（平成5年新潟県教育委員会規則第5号）
- (4) 新潟県埋蔵文化財センター規則（平成8年新潟県教育委員会規則第12号）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。